

平成 27 年 6 月 5 日
一般社団法人信書便事業者協会

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律 の一部改正法案成立に当たってのコメント

標記改正法案の成立を受けて、業界としましても歓迎すべき規制緩和であると認識しております。

第一に、特定信書便事業の業務範囲の拡大については、郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障を与えない範囲内で行われるものであり、付加価値の高い特定の需要を掘り起こし、信書便市場の維持・拡大を図る上で非常に時宜を得たものと考えます。

第二に、標準約款の導入を始め事後規制に重点が移ることに伴い、信書便事業の健全な発達に係る業界の自主的な取組みが一層重要になるものと考えます。当協会として重責を担うことに緊張するとともに、その重さを強く認識しているところです。

今後とも改正法の円滑な運用に向けまして、協会として最大限努力して参りたいと考えております。

<協会としての具体的な取組事例>

① 信書制度の周知について

信書の制度に関する利用者等の理解及び認識を深めるため、引き続き、関係機関とも連携して、制度の適正な運営に努める。新たな取組として、信書制度に関する問合せに対応する体制を構築していく。

② 業務の適正な運営の確保について

本年度より実施している「信書便管理者実務講習」を全国展開するとともに、利用者等からの相談対応や会員事業者に対する指導等を通じて、業務の適正な運営の確保に積極的に貢献する。

③ 新サービス開発の調査研究について

これまで提供されていないような創意工夫を凝らしたサービスの開発や需要の新規創出・掘り起こしに取り組む。

問い合わせ先

一般社団法人 信書便事業者協会

事務局長 岩之上 利弘